

指定管理者候補者の選定結果

文化スポーツ局は、指定管理者候補者を下記のとおり決定しました。今後、市会での審議・議決を経て、指定管理者に指定されることとなります。

I. 非公募により候補者を選定した施設

1. 施設名称

神戸文化ホール

(本館：神戸市中央区楠町4丁目2番2号、練習場：神戸市中央区橘通3丁目4番3号)

2. 指定管理者候補者

公益財団法人神戸市民文化振興財団

代表者 代表理事 服部 孝司

住所 神戸市中央区楠町4丁目2番2号

3. 指定期間（予定）

2027（令和9）年4月1日～2032（令和14）年3月31日まで

4. 選定理由

現施設の指定管理者である財団は、管理運営計画で示す運営体制の基本方針を満たす組織であることや、現ホール閉鎖後もスムーズに新ホールへ事業移行し運用していくため、神戸文化ホールの指定管理者候補者選定については、神戸市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」、「3 指定管理者（候補者）の選定の手続」における公募の例外事由⑦「市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合」に該当するものとして、「公益財団法人神戸市民文化振興財団（以下、財団）」を随意選定とした。

候補者から提出を受けた提案書類について、今回の指定管理期間は、初年度に現文化ホールの管理運営、次年度以降は移行期間も含む新・神戸文化ホールの管理運営があり、それぞれの期間での事業計画、管理体制や収支計画等を評価項目に基づいて総合的に評価を行った。

現文化ホールにおいては、閉館に向けた一定期間は、これまで利用してきた団体等が最後まで利用できる機会を確保するなど、施設の設置目的や公立文化施設としての役割を十分に理解している提案であった。

また、開館前から長年の運営により構築してきた利用者ニーズの把握や利用者との信頼関係を基盤に、新・神戸文化ホールを利用する際に適切な助言等を行うことや、新・神戸文化ホールの最新鋭かつ高性能の舞台機構の操作・運用技術の習熟を計画的かつ丁寧に行い、開館後スムーズに舞台運営ができるように準備するとの提案があった。

新・神戸文化ホールにおいては、都心・三宮という立地や高度な舞台機能を活かすことで、民間プロモーターや制作会社等による国内外の優れた舞台芸術や大型公演などを積極的に誘致することで財源を確保し、その財源をアウトリーチや市民・青少年の文化活動の支援等の公益的な取組みに還元するとともに、自らも神戸の文化芸術の創造・育成に資する事業を展開するなど、次世代の文化芸術活動へとつながる持続可能な事業運営を評価した。またこれまで採用してきた抽選制から利用調整にシフトすることで、より多くの方々に施設を借りて

いただくという、市民の文化芸術活動の場としての役割を理解していると評価した。

移転後は、劇場の活動を劇場内にとどめることなくまちへひろげることや、施設内に整備されるカフェスペースやギャラリーにおいては、気軽に立ち寄り滞在できる公共空間として日常的に開放し、開かれたホールとして三宮エリアの活性化に寄与する役割も期待できる。

以上のことから、「公益財団法人 神戸市民文化振興財団」を、随意選定により指定管理候補者とすることは適当である。

5. 選定基準・評価結果

提出書類・評価項目(配点)		配点	得点	審査の視点
申請団体の概要 (15点)	・申請者の財務状況	5	1.0	財務分析3項目(自己資本比率・固定長期適合率・流動比率)において、一定の水準にあるか。 3項目:5点、2項目:3点、1項目:1点
	・障害者雇用に積極的に取り組んでいるか	5	0.0	障害者の法定雇用率(2.7%)を満たしているか。
	・市内企業等の積極的な活用等、地域経済の活性化への提案があるか	5	5.0	市内企業等の積極的な活用等、地域経済の活性化への提案があるか
文化ホールの運営上の基本方針 (45点)	・集客力、稼働率向上への取り組み	9	6.6	・入場者数や稼働率についての目標設定は、ふさわしいものとなっているか。実効性はあるか。 ・管理運営方針にも記載のある「開かれたホール」として、文化芸術に親しむ層を広げるため、「普及・啓発」も意識した運営となっているか。 ・管理運営計画記載の広報宣伝の基本方針に則った提案になっているか。
	・事業の概要と取り組み	9	7.2	・管理運営計画記載の事業展開の考え方に則った提案になっているか。 ・企画制作するための体制は適切か。
	・事業の具体的な企画提案	9	7.2	・新しい神戸の文化芸術を生み出していくため、市民の誇りとなるような、積極的かつ多様な事業展開となっているか。 ・クロージング公演事業やオープニング公演事業は魅力あるものとなっているか。
	・貸館事業の概要と取り組み	9	7.2	・管理運営記載の「長期的な視点をもった管理運営」や、施設管理の考え方に則った提案になっているか。 ・貸館運営を行う上での体制は適切か。
	・利用者へのサービス向上	9	7.2	現ホールよりも利用者サービスの向上を考えられているか。ユニバーサル社会実現に向けての提案がなされているか。
管理運営体制 (20点)	・組織の構造	5	4.0	・業務を効率よく実施していくための工夫がみられるか。 ・緊急事態への対応ができるようになっているか。
	・必要人材の配置と職能	10	7.3	・業務責任者の経験及び実績は十分か。 ・適切な人材育成計画が考えられているか。
	・市内企業の活性化提案	5	5.0	三ノ宮エリアの活性化に寄与する提案となっているか。
収支予算 (20点)	・実現可能性	20	13.3	・効率的な管理運営などにより支出軽減を図るとともに、事業の展開においては、国や公的機関からの助成金、企業等からの寄付・協賛金など外部からの収入確保も図る提案となっているか。 ・市民に大きな負担を課す利用料金の提案となっていないか。 ・実現可能性の高いものとなっているか。
合計		100	71	